

非常災害マニュアル

令和8年6月改定
(令和5年11月作成)

特定非営利活動法人にじのかなたに

しらとり保育園・にじいろ保育園

I 平常時の対応（地震等防災体制の整備）

①地震等防災教育の推進

◆子どもの安全能力の育成

- ・日常保育の中で、命の大切さを教え、子ども自身が自分の身を守ることができるように、年齢にあった安全能力を身につけさせる

◆消火訓練&避難訓練の実施（毎月1回以上）

- ・緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう定期的に訓練を実施する
- ・津波等を想定し、迅速に避難するためにより実践的な訓練を実施する

◆関係機関への通報や保護者への情報伝達訓練を実施

②施設・設備等の安全対策

◆施設・設備等の日常的な安全点検

- ・施設の耐震診断、耐震対策の実施
- ・ロッカー等の転倒防止、ガラス飛散防止対策
- ・消防設備、火気使用設備・器具の整備
- ・暖房設備・寝具類・カーテン等の防火安全製品・防災製品の使用
- ・公共交通機関が機能しない場合や道路が長時間に渡り通行止めとなった場合を想定し、引渡しが困難な児童や職員の人数に応じた備蓄食糧（ミルク等）、物資・機材等を保育所や避難先で確保しておき、定期的に点検する
- ・耐震性の無い施設は安全性の確保された施設の準備及び連絡体制等の整備

◆保育環境の整備

- ・日頃から整理整頓に心がけ、安全環境の整備に努める
- ・備品や遊具の配置、保管を適切に行うように努める
- ・高いところに荷物を置かない

③保育の早期再開に向けた保育体制の検討

- ・震災後の保育の方法
- ・余震対策
- ・備蓄食糧（ミルク等）、物資・機材等の確保等

④保育所の防災計画の策定

◆災害発生時における防災行動マニュアルの整備

- ・消防機関、市町、近隣施設及び地域住民等との連絡・協力体制の確立
- ・職員の連絡・動員体制（連絡系統図）
- ・避難場所、避難経路、避難時期、避難責任者、避難方法等の確立

◆全職員の統一した防災意識の確立

- ・職員の防災に関して統一した認識の育成
- ・職員が責任と心構えを持ち、とっさの場合、的確な判断で迅速な行動ができるよう日ごろから防災意識を深める

◆保育所が避難所となった場合の検討

◆発災後の早期再開に向けた体制の検討

⑤保護者との災害時対応マニュアルの整備

◆緊急連絡先の確認

- ・避難時に外部と連絡が取れるように持出用の携帯電話を指定し、保護者に電話番号を周知する。
- ・保護者の緊急連絡先を事前に確認しておく

※ 電話等が不通の場合の対応について事前に協議しておくこと

◆保護者との約束事の確認

- ・在宅時に注意情報等が発表された場合、児童を登園させないよう事前に周知しておく
- ・児童の引渡し場所は突発地震発生時などの状況ごとに設定し事前に保護者へ周知しておく
- ・保護者と連絡が取れない等で引渡しが困難な場合、避難所で待機させるなどの対応方法を事前に決め、保護者へ周知しておく
- ・被災した場合等の移動先（避難所）及び経路を事前に保護者へ周知しておく
- ・事前に保護者数人の写真や連絡先入りの引渡しカードを作成しておき、引渡し時に使用する。
引渡しカードは避難時に持出しができる場所へ保管する

Ⅱ 注意情報が発表された場合の対応

I 保護者への引渡し準備的措置の開始 （保育中）

① 保育の中止

② 関係機関等との連絡

- ・保護者への情報発信
- ・保護者からの連絡に対応

③ 引渡し準備の開始

- ・低年齢児（0～2歳児）を保育しているので、警戒宣言発令後に保護者への引渡しを開始したのでは、児童の安全確保が困難なことが予想される場合は、保護者への引渡しを実施
- ・耐震性の劣る保育所は、安全性の確保された施設へ移送するための準備的措置を実施（移送方法、手段の確認等）

④ 施設・設備等の安全対策

- ・火元の厳重な安全管理（出火防止対策）と初期消火体制に備える
- ・落下物等の点検、危険物の除去
- ・非常持ち出し品の準備
- ・救護体制の準備等

⑤ 避難所としての準備

- ・ 自主防災組織等関係機関との運営等の調整等

（勤務時間外）は上記のほか以下の対応

① 職員の動員

- ・ 注意情報が発表された場合、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに出勤し、災害対策本部を組織する

② 保護者への情報連絡

- ・ 注意情報が発表された場合、登園しないように事前に保護者に連絡しておく

Ⅲ 警戒情報が発令された場合の対応

（保育中）

① 保育の中止

② 関係機関等との連絡

- ・ 保護者への情報発信
- ・ 保護者からの連絡に対応

③ 引渡し実施

- ・ 耐震性の劣る施設は、保護者への引渡しが困難な場合、安全性が確保された施設に児童の移送を実施（事前に保護者に安全性の確保された避難先を周知しておく）

（避難先は保育所に掲示する）

- ・ 保護者への引渡し完了するまで確実に児童を保育する

④ 施設・設備等の安全対策

- ・ 火元の厳重な安全管理（出火防止対策）と初期消火体制に備える
- ・ 落下物等の点検、危険物の除去
- ・ 非常持ち出し品の準備
- ・ 救護体制の準備等

⑤ 避難所としての準備

- ・ 自主防災組織等関係機関との運営等の調整等

（勤務時間外）は上記のほか以下の対応

① 職員の動員

- ・ 警戒宣言が発令された場合は、あらかじめ指名されている防災対策職員は直ちに登所し、災害対策本部を設置する

② 保護者への情報連絡

- ・ 警戒宣言が発令された場合は、登園しないように事前に保護者に連絡しておく

Ⅳ 突発地震等が発生した場合の対応

（勤務時間内）

① 職員の被災状況の把握

② 事前に定められた保育所内役割分担により対応

- ・ 児童の安全を第一に確保し、安全な避難場所に避難誘導
- ・ 負傷した児童への応急救護活動を実施
- ・ 耐震性の確保されていない施設は安全性の確保された施設へ移送誘導

- ・保護者への引渡しを実施
- ・保護者への引渡し完了するまで、児童を確実に保育する

③ 火元の安全確認

- ・火元を遮断し、出火防止対策を徹底するとともに、出火している場合は初期消火に努め延焼を最小限に食い止める

④ 災害時の正確な情報を収集し、的確に伝達

⑤ 被害状況（児童・職員・施設・設備等）を確認し、市町に報告

⑥ 避難所としての対応及び住民避難状況の市町への報告

⑦ 閉鎖が必要な場合は張り紙等掲示

（勤務時間外）は上記のほか以下の対応

① 職員の参集

- ・職員は直ちに登所し、災害対策本部を組織する

② 建物の安全確認

③ 被害状況等を取りまとめ市町への報告

④ 休止（閉鎖）が必要な場合は、張り紙等の措置

V 被災後の保育所再開に向けての対応

① 児童の被害状況の把握

- ・児童、家族の安否、家屋等の被害状況を確認
- ・児童の避難先を把握し一覧表を作成
- ・他都道府県へ避難、転出する場合は連絡をするよう事前に指導

② 職員の被害状況の把握

- ・職員、家族の安否、家屋等の被害状況把握

③ 施設・設備等の安全点検及び施設の確保

- ・専門家（県、市町の営繕担当係等）に安全点検依頼し、使用可能な施設かどうか確認
- ・使用可能な場合は、施設内の片づけを実施
- ・トイレやライフラインの復旧状況を確認し、早期に再開できるよう関係機関に要請

④ 市町との協議のうえ保育を再開

- ・震災後保育の準備
- ・余震対策等の準備
- ・状況をみて、給食業務の再開
（ライフライン・給食設備の点検・安全衛生の確保・食材の確保等）

⑤ 避難所となった場合、保育の再開を周知し、避難者との連携を図る

⑥ 保護者からの相談への対応

- ・被災により児童が受ける身体的、精神的ストレスを考慮し、ケアの方法や相談先となる専門機関等の把握などの情報収集に努める

保育所防災のてびき

1 基本的な心がまえ

災害はいつ発生するのかわかりません。どのような場合であっても保育所の職員は、子どもの生命を守り、安全に保育することが最大の責務です。

いつ、災害が起きても慌てないように、日頃から防災の知識を深め、的確な判断と素早い行動が取れるようにしておくことが大切であり、そのためには、職員一人ひとりが、防災に対する心がまえや知識をしっかりと身につけておきたいものです

◆防災に対する最も基本的な心がまえとして…

第一に…子どもの生命を守る

① 子どもの安全能力を育成

- ・日ごろから生命の大切さを知らせ、年齢にあった安全能力を身につけさせる
- ・保育の基本である安全保育や安全管理についての知識を深め、日常保育の中で子ども自身が自分の身を守ることが出来るよう安全能力を育てる

② 保育環境の整備

- ・日ごろから整理整頓に心がけ、安全環境の整備に努める
- ・備品や遊具の配置、保管は適切であるか
- ・高いところに荷物は置いていないか
- ・不用意に置いた物が危険を誘発しないか
- ・どこかに危険は潜んでいないか、危険を予測する目や危険を防ぐ態度を養う

③ 施設、設備などの安全点検

- ・常に施設、設備、遊具の安全点検を行い、危険箇所を改善する
- ・危険を防ぐための配慮を充分にして保育にあたる

④ 避難訓練の実施

- ・緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する
- ・関係機関への通報や保護者への伝達訓練も併せて実施する
- ・保護者への連絡方法・子どもを引き渡す方法、災害発生時の約束事を徹底する

第二に…自己の役割と責任の認識

① 保育所の防災組織体制の確立

- ・保育所内の防災組織を整備し、職員一人ひとりの役割を明確にする
- ・全職員が防災に関して統一した認識を持っておく

② 慌てず的確な判断のもと迅速な行動

- ・とっさの場合、職員一人ひとりが慌てず的確な判断で迅速に行動し、責任を遂行できるよう、日ごろから防災意識を深めておく
- ・子どもを守るには、職員の一人ひとりが責任と自覚を持って対応する

2 災害発生したときの職員の責務と職員の対応

◆職員の責務

勤務時間内

- ・ 保育所長は、直ちに職員に的確な指示を与えとともに、関係機関に情報伝達し児童・職員・施設等の安全確保に努める
- ・ 万一、保育所長が不在の場合は、主任保育士が指示する
- ・ 職員は保育所長の指示に従い与えられた任務をもって遂行し児童の身の安全を守る
- ・ 通常の勤務時間が終了しても保育所長の指示があるまで待機する
- ・ 保育所から離れている場合も、直ちに保育所に戻り任務につく
- ・ 保護者に児童を責任もって無事に引き渡せるように、児童の出欠の確認ができるもの（出席表、緊急連絡票等）を必ず携帯する
- ・ 場合によっては保育以外の復旧業務等にあたることもあるので、限られた人数の職員で臨機応変に保育する

勤務時間外

- ・ 保育所長並びに職員は、テレビやラジオなどにより情報を収集し災害状況の把握に努める
- ・ 保育所長は職員に対し緊急連絡網等により必要な指示を与え、職員は指示に従い行動する
- ・ 自宅を離れる場合は、居場所を明らかにし連絡が取れるようにする電話が不通の場合は、職員個々が判断し安全に気をつけてできるだけ早く保育所に出勤する
- ・ やむなく保育所を休所する場合や児童の安否確認が必要な場合は、自宅から保護者に連絡を取る

◆職員の対応

災害の種類	対 応	主な留意点
火 災	【保育所が火元の場合】 ・ 火元を確認しガスの元栓を閉め窓を閉める ・ 消防署に通報する ・ 園児に避難場所を示し速やかに避難させる ・ 園児の確認をする ・ 園児の無事を確認した後、消火活動を行う ・ 避難先から保護者に連絡し、園児の迎えを依頼する ・ 事後処理を行う	・ いかなる場合も、東郷町子ども保育課に連絡をする ・ 施設長は冷静沈着に指導する ・ 園児の安全を優先し動揺させない ・ 情報収集に努め、自衛防災組織をもとに職員の役割分担を的確な指示を出す ・ 園児にむやみに不安を与えないように気をつける ・ 園児の確認をきちんとする
	【保育所の周辺が火災の場合】 ・ 情報の収集にあたる ・ 風向き、火災の規模、周辺の危険カ所（工場・ガソリンスタンドなど）の有無などを考慮し園児を避難させる ・ 保護者に連絡する ・ 関係機関に通報する	・ 災害発生時現在の園児（数）を把握する ・ 出席簿や緊急連絡票、保育連絡票などを持ち出し携帯する ・ 保護者への園児の引渡しをする ・ 職員間の協力体制を密にする ・ お互いの役割を確認し合う ・ 避難する場合は、保護者及び関係機関に連絡する
風水害 台 風	・ 気象情報など情報収集に努める ・ 浸水、窓ガラス破損など起こり得る危険を予測	・ 日頃から保護者に避難場所を知らておく

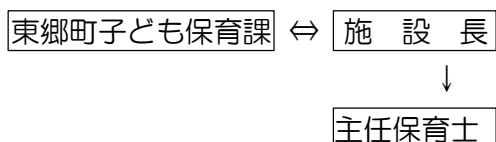
	し所内の安全な場所で保育する ・建物や保育所周辺の被害状況を把握する ・園庭や周辺の物を整理する	・保護者との連絡がとれない場合を想定し保育所内に避難先を掲示する
地震	・園児の頭上から物が落下しない場所で待機させる ・ガスの元栓を閉める ・すぐ、出入口の戸を開き避難路を確保する ・揺れがおさまった後、状況に応じて慌てず園庭に避難させる ・靴を履かせる、あるいは持たせて避難する ・避難経路に毛布を敷くなどの安全対策をとる	・関係機関と連絡が取れないこともありえるため予め緊急避難場所を届けておく ・災害の状況や出席児童数に合わせて対応できる職員数を確保する ・一時避難からより安全な場所へ誘導するなど状況に応じた的確に判断する。 ・避難場所の状況及び避難場所までの経路の安全を確認して移動する
ガス漏れ	・ガス器具栓、元栓を閉める ・窓や戸を開けて換気する ・ガス会社に連絡する ・安全な場所（園庭、戸外等）へ避難させる	・保育所を離れる場合は、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切るなどを再度確認する ・言動に注意する ・全ての職員は、園児や保護者に不安感を持たせたり、誤解や無用の混乱を招くことがないように言動に十分注意する ・非常持出し用品を持ち出す ・緊急薬品、水、着替えなど ・重要書類を持ち出す
その他 トラブル	・施設長は職員にすばやく状況説明をする ・職員の連携を図る	

3 保育所の防災組織について

職員一人ひとりの防災に対する責任及び意識や態度を高め、とっさの場合、即時に行動が取れるように防災意識を整備しておくことが大切である

防災意識に基づき、職員が各自の役割について日々任務を遂行し訓練を通して習熟しておく

◆保育所における防災組織として次のようなものが考えられる。



情報・連絡係	消火係	非難誘導係	救出救護係	非常持出係
・市町等からの情報収集 ・ラジオ・テレビ等の情報収集 ・避難状況等の	・消火設備等による消火 ・火元確認など	・園児の誘導及び人員確認 ・避難場所の確保など	・救急用品の常備及び応急手当 ・病院・診療所への連絡及び応急	・非常持出物品の搬出など

市町村への報告 など			手当 ・飲料水、非常 食糧その他非常 用備品の確保な ど	
---------------	--	--	--	--

※通報（消防署・警察・保健所・ガス会社・電力会社など）

※連絡（保護者・嘱託医）

◆留意すべき事項

- ① 職員の異動時や担当に変更があった場合は、その都度見直しを行い、役割の再認識をする
- ② 施設長不在の時、主任保育士は施設長に代わり、各分担により行動するよう指示する

4 避難訓練の実施について

◆訓練の目的

災害発生に備え、子どもが安全に避難できるように訓練を実施し、基本的な能力を身につけさせる。

◆訓練計画及び実施のポイント

- ① 訓練にあたっては、いろいろな災害を想定した訓練を実施（火災・地震・津波・水害・台風など）
- ② 同じ災害でも状況を変えて訓練を実施

火 災	・ 出火場所をいろいろ変える ⇒ 避難経路が出火場所により異なることを伝える ◆ 保育所内（調理室、調乳室、保育室、階段付近など） ◆ 保育所外（近隣の工場、民家など） ◆ 時間帯（午前、午後、食事中、午睡中、職員が手薄の時、予告なし） ◆ 子どもの居どころが異なるとき（保育室、園庭、園外保育中など） ◆ 訓練内容をいろいろ変える（避難、通報、消火、点検の徹底など消防署と連携） ◆ 通報訓練や消火訓練を実施し、消火器の使用方法も身につける
地 震	・ 地震の大きさを様々に想定した避難訓練を行う ・ 建物が危険な場合を想定して、第2避難所や津波避難場所に避難する ・ ライフライン、交通遮断を想定して非常食など避難用必需品を持って避難する ・ 建物の倒壊で避難路がふさがれることを考えて、避難経路をいくつか考えておく
水 害	・ 床下浸水、床上浸水を想定して訓練を実施
台 風	・ 大きい台風を想定し窓の補強も考えて訓練を実施

- 事前に職員全員で計画の内容、役割分担、避難経路、消火器の場所、火災報知器の使い方などを熟知しておく

まずは自分の役割を果たし、余裕があれば声を掛け合って他の業務につく

- 第2避難所は平常時の対応により、あらかじめ保護者にも事前に連絡をしておく
- 避難訓練がマンネリ化していないか、真剣味に欠けていないか、たえずチェックする
- 災害による負傷が予想されるので、研修などで修得した応急措置が生かされるよう鍛錬しておく

●訓練が園児たちに恐怖心を与えたり、事故につながるような訓練はさける

- 常に園児の出欠の確認できるもの<出席表、緊急連絡票、連絡票など>と保護者との連絡がとれるもの<緊急連絡票>を持ち出す

●場合によっては保護者も訓練に参加してもらう

5 安全点検について

◆安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぐ態度や知識を身につけ、事故防止を図るうえで重要であり、職員全員で取り組む

① 施設・設備・遊具等に関してチェックリストを作成し、定期的に点検を実施し、異常があった場合は、直ちに改善する

② 始業時および終業時における環境整備も安全点検の一環である

③ 「物品の整理や保管方法、環境が清潔に保たれているか」などに関する点検も忘れずに実施する

④ 子ども達の行動や職員のかかわり方など保育の内容に関しても定期的に点検する

◆安全点検のための留意点

点検場所	留意点
保育室	・タンス、ロッカー等のおき場所は適当か ・ピアノ、ロッカー等が固定されているか ・高いところに物を置いていないか ・引き戸、ドアの開閉はスムーズか
便 所	・水漏れ、破損か所はないか ・汚れたり、漏れたり、周囲が滑りやすくなっていないか ・スリッパはすりきれていないか
廊 下 テラス 階 段	・砂や水で滑りやすくなっていないか ・腐食カ所や釘など出ていないか ・足拭きマット、階段の滑り止めは適当か、破損部分はないか
園 庭	・危険物（石ころ、釘、ガラスなど）はないか ・砂場に危険物、汚物はないか ・溝の蓋が完全に閉めてあるか
室内遊具	・置き場所は適当か、破損か所はないか ・片付け方は安全に整備されているか ・ネジ止めはしっかりしているか ・高さは適当か
固定遊具	・器具のぐらつき、腐食はないか ・器具の周辺は整備されているか ・ネジの緩みや破損はないか ・油ぎれはないか
調理室	・大型備品（冷蔵庫、食器保管庫は固定しているか）

	・ガスコック、ゴム管にひび割れ等の異常はないか ・ガスを使用しないときは元コックを閉めているか ・電気コード、ガスホースなど足に引っかからないように短くまとめているか
消火設備	・消火器は所定の場所に、落下しないように置いてあるか ・定期的に検査を受けているか
薬品類	・子どもの手のとどかない安全な場所にあるか

◆ 室内、室外ともに用具類を使用するときは、子どもから目を離さないように

◆ 朝露、雨、砂などで滑りやすくなっている固定遊具は水や砂をふき取るなどの心配りをする

6 保護者への対応

◆ 災害発生時における保護者の心構えを予め十分に知らせ、理解を得ておく

① 保育所周辺で緊急事態が発生し保育所から迎えの依頼があった場合は速やかに迎えをする

② 保育所から連絡がとれない事態が生じた場合は、保護者自らの判断で園児の迎えをする

③ 警報が発令された場合や事前に危険が予想される場合は、通所に気をつけ迎えをする

◆ 災害発生時における保育所の対応

① 保育所（園児）の避難場所を周知徹底

- ・電話の不通が予想されるので、保育所に迎えに来た際に何処に避難しているのかを知らせるため、保育所の入口に避難場所を掲示する

② 災害時に迎えに来る人をあらかじめ確認（引渡しカード作成）

- ・保護者の職業によっては、職務上、災害時に職場を離れることが不可能な場合もある

③ 園児を確実に預かる

- ・交通事情等により保護者のお迎えが遅れることが予想されるが、最後まで保育所及び避難場所確実に預かる

④ 園児の様子を確認し引き渡す

- ・保護者に園児を引き渡す場合は、園児を担当する保母が時間やその時の園児の様子などを確認たうえで引き渡す